

**行政改革推進委員会  
平成 24 年度第 2 回会議  
会 議 概 要**

- 日 時：平成 24 年 10 月 29 日（月）13：30～17：00
- 場 所：本庁舎 3 階 301 会議室
- 出席者：行政改革推進委員会委員  
長井委員、木村（千）委員、小川委員、田丸委員（委員長）、藤枝委員、  
古賀委員、木村（忠）委員、岡本委員、渡辺委員  
事務局  
井手之上総務部長、志村行政改革推進担当課長、藤崎係長、佐藤  
大川原人事課長  
上条財政部長 財政部財政課長事務取扱  
松田政策担当課長
- 欠席者：篠原委員
- 傍聴者：なし
- 議 事：（1）行政改革大綱について  
（2）その他
- 資 料：行政改革大綱：柱  
資料① 事業等の見直し  
資料② 民間委託等の推進  
資料③ 財政運営の健全化  
資料④ 外郭団体の改革  
外郭団体白書 平成 23 年度決算版

**概 要**

**1 開 会**

【事務局が開会】

**2 議 事**

（1）行政改革大綱（第 1 章 財政の健全化）について

ア 「1 事業等の見直し」について

【事務局から説明】

#### 委員

- ・「(1) 事業等の見直し」および「(2) 情報化経費の見直し」の事務局の見直し案について、見直し理由を含め説明してほしい。
- ・また、「(1) 事業等の見直し」の「現状と課題」で、事務事業等の総点検を同じ手法で実施した場合、財源の確保が困難になるとはどういうことか。

#### 事務局

- ・「(1) 事業等の見直し」については、現行の大綱本文の「廃止、休止、縮小」という削減の視点だけではなく、事業の内容を検証し、場合によっては新規・拡充などの改善も含めた見直しを実施していきたい。
- ・「(2) 情報化経費の見直し」については、既存システムの見直しに限らず、更新、新規システム導入など見直しの必要性があることと、年度間の業務内容の差が大きいため年度間の経費比較が困難なため、「削減」ではなく「最適化」という表現に見直したい。
- ・事務事業等の総点検は、同じ手法、同じような視点で過去2回実施していることから、さらに同様の視点で点検を行っても対象となる事業が限られ、見直しによる財源の確保が困難になるという趣旨である。

#### 委員

- ・資料作成にあっては、見直し理由を明らかにするなど委員等にわかりやすい資料作成に努めてほしい。

#### 委員

- ・補助を受けている福祉施設の関係者が、高価な物品を購入しているケースがある。適正に補助金を使用されるように監視を強化してほしい。

#### 事務局

- ・福祉施設に対する補助は、国、県、市の協調補助であり、補助基準に則って支出しているため、施設の運営以外のものは、補助の対象とならない。
- ・福祉部の指導監査課という部署が、補助金の使い道などを監視し、不正な使用が発見された場合は返還を求めるなど監視体制を整えている。

#### 委員

- ・「(3) 補助金等の見直し」の補助金一覧の資料について、各補助事業の金額だけでなく、補助総額における市の負担分や同規模の他都市と比較など、検証のための評価軸を明示してほしい。

#### 委員

- ・補助金額が数万円といった非常に少額な補助金は効果があるのか。

#### 事務局

・補助事業については、予算の作成段階や事務事業等の総点検において費用対効果や他都市との比較などの検証を行っている。補助金ごとに必要性や効果が異なるため、個別に引き続き検証を行いたい。

#### 委員

・「1 事業等の見直し」について、現行の大綱では事業の全体数の削減に力点がおかれていることに対し、事務局の見直し案では、内容を検証し事業の質を高めるといった趣旨であると感じた。

・「(1) 事業等の見直し」については、「廃止、休止、縮小」という表現を改める事務局の見直し案を基本として「効率的かつ効果的な行政運営の観点から事業の見直す」といった表現を加えてはどうか。

・「(2) 情報化経費の見直し」の事務局の見直し案では、「最適化」という表現に見直すということだが、やや説明不足であると感じた。重要な視点としては、集中管理のシステムから個別業務に特化した分散管理のシステムに移行している現状を踏まえて、どのようにマネジメントを行うべきか、ということではないかと思う。

・「(3) 補助金等の見直し」は、交付前と後の検証を強化するなど運用面の取り組みに関する視点を追加してもよいと感じた。

#### 委員

・事業の削減を前提とするよりも、事業の内容の検証により質を高めるという視点で見直しを進める意見に賛成である。

・ただ一方で、そうした方針を掲げると行政改革の目的があいまいになる可能性も懸念されるが、他の委員のご意見はいかがか。

#### 委員

・事業の内容の検証により質を高めるという視点が妥当であると思う。

#### 委員長

・今回の大綱の検証では、文言を確定させるわけではなく、来年度、具体的に大綱の見直しを実施するにあたり、検証すべき点を備忘録のような形で残していくというイメージで進めて行きたいと考えている。

・「(1) 事業等の見直し」については、事務局の見直し案を基本としつつ、詳細な表現については今後の検討としてよいか。

・また、「(2) 情報化経費の見直し」については、システム更改や新規システム導入時の見直しなど、総合的な情報化経費の見直しが必要な状況を詳しく説明しつつ、経費の「最適化」を図るということでよいか。

#### 各委員

・異議なし

委員長

- ・「(3) 補助金等の見直し」について他に意見はないか。

委員

- ・先ほども指摘したとおり、現行の大綱では補助の基準については触れているが、補助金を支給する際のチェック体制など運用面については記載していないため、その視点を追加してはどうか。

委員長

- ・補助金を支給する際のチェック体制など運用面に関する視点を追加するという事を委員会意見として追加したい。

委員

- ・資料の内容について、補助金の総額を記載するのであれば、総額のうち市の裁量によって削ることができる部分がどれくらいあり、現状で削ることが可能かどうかといった要素も資料の中にあると議論をしやすいと思う。

委員

- ・補助事業の仕組みがわからない状況で個別の補助事業に関して議論を行うことは難しいと思う。
- ・また、優先すべき補助事業は何かという根本的な考え方を示してもらえれば、どのような分野に分配をすることが適切であるかという議論もできる。

委員

- ・事務局の「補助金総額の削減」という表現を修正するという意見は理解できるが、補助事業の仕組み等の内容を理解した上で議論をする必要があると思う。

委員長

- ・議論を行う上で、各委員が補助制度の全般について認識を深め、次回の会議で改めて審議を行うべきではないか。

事務局

- ・次回の会議までに今回いただいた意見を踏まえて、資料を作り直し改めて提示させていただきたい。

委員長

- ・どのような資料がよいか意見はあるか。

委員

- ・現在の市の歳入や歳出等の財政状況がグラフでわかるような資料がよいと思う。
- ・また、各補助事業の金額のうち国の負担分と市の負担分の配分がわからないと議論が難しい。

#### 事務局

- ・資料に記載した金額はすべて国、県の負担分を含めた市の歳出額である。

#### 委員

- ・建設費補助金の一つである「重度心身障害児者施設整備費補助金」は非常に金額が大きいがどのような事業か。

#### 事務局

- ・これまで、本市には重度心身障害者短期入所拠点事業所がなく、市民は近隣市町村の事業所に入所することになるが、定員の関係で入所できない場合がある。そうした状況を解消するため、事業所を建設する団体に対して補助金を交付するものであり、施設を建設するための一時的な補助金の支出である。

#### 委員

- ・福祉部門の補助事業が全体の 50%を占めているが、生命に関わる部門でもあるので、極端な削減は市民生活を脅かす可能性がある。そのためこの分野の補助をある程度確保するという趣旨の委員会意見として記入してはどうか。
- ・支給する際などの運用面での見直しに関する意見について、審査を徹底した結果、事務が煩雑になりすぎる可能性もある。その結果、補助を必要としている市民に行き渡らないという事態もあり得るので、運用面では柔軟な対応も必要になると思う。

#### 委員

- ・民間企業では、経費削減の数値目標を設定し、その目標に向かって取り組み進めているが、市でも同じように数値目標は設定していないのか。

#### 事務局

- ・補助金に限定した目標ではなく、基金や市債の残高などの数値目標を財政基本計画で設定している。

#### 委員長

- ・「(3) 補助金等の見直し」については、補助基準だけでなく運用面の視点を加えること、福祉部門の補助事業は極端な削減はしないよう考慮するなど、補助金の見直しの視点を明らかにすることを委員会の意見としたい。
- ・今回はここで議論を一旦打ち切り、次回第2章の検討に併せて補助金に関する審議するということがよいか。
- ・なお、事務局には補助金の仕組み及び市の財政状況に関する資料の作成をお願いしたい。

#### 各委員

- ・異議なし

## イ 「2 民間委託等の推進」について

### 【事務局から説明】

#### 委員長

・事務局の見直し案では、「(2) 施設の管理運営の見直し」の柱を「3 財政運営の健全化」に移動する方針となっている。その点も踏まえて意見をいただきたい。

#### 委員

・平成19年度に3つの下水浄化センター（上町・追浜・西）を包括的に民間委託しているが、技術の継承という面で問題はなかったのか。

#### 事務局

・技術の継承を担保するため、下町浄化センターを委託せず、直営を維持している。

#### 委員

・指定管理者制度を導入した施設として公園内プールを挙げられているが、将来的に一部のプールの廃止も検討しているのか。

・指定管理者制度の導入を取りやめた施設として青少年会館と青少年の家が挙げられているが理由を説明してほしい。

・また本市の指定管理者制度における指定期間はどれほどか。

#### 事務局

・公園内プールについては、関係課長等で構成するプロジェクトチームを設置し、各プールの施設の状況や利用状況を確認するなど検討を行っている。

・青少年会館は、各青少年の家を統括するという機能を考慮して直営を維持することとした。青少年の家は、委託した場合に予想される費用が直営での費用を上回っていることから取りやめた。

・指定期間は基本的に4年であるが、病院など施設によってはそれよりも長い期間を設定していることもある。

#### 委員

・これまでの取り組みとして下水浄化センターの委託による効果が挙げられているが、委託によって費用を節減できたということは、直営を維持している下町浄化センターについても費用を節減する余地があるのではないか。

#### 事務局

・下町浄化センターの業務は、施設運営の中心となる技術とその周辺の技術に分類することができ、周辺の技術に関する業務は委託化を検討している。

・また、中心の技術に関する業務についても職員の勤務体制を見直して人件費を削減するなど効率化を図っている。

#### 委員

・「2 民間委託等の推進」の「等」とは、再任用職員等を活用した取り組みのことを指しているのか。

#### 事務局

・この柱の「等」はPFIのような官民協働の手法や市場化テストなど委託以外の民間活用の取り組みを指している。

#### 委員

・「(1) 民間委託の推進」の現状と課題において、再任用職員等を活用した取り組みに言及しているが、再任用とは市の定年退職者を再雇用する制度であり、民間委託とは趣旨が異なるので区別して説明するべきではないか。

#### 事務局

・行政が直営で実施している業務を丸ごとすぐに民間に委託することは難しい面がある。そのため、再任用職員や非常勤職員の活用により正規職員を削減する可能性も含めて、民間委託の検討を行ってきたという経緯があることから、この柱でも言及している。

#### 委員

・これまでの主な取り組みに挙げられている事業のうち、再任用職員等の活用なのではなく、純粹に民間委託を行った事業はどれか。

#### 事務局

・主な取り組みは全て民間委託を行った事業である。

#### 委員

・主な取り組みがすべて民間委託ということであれば、現状と課題で再任用職員等を活用した取り組みについて言及してしまうと、唐突な印象を受ける。そのため、分けて説明をした方が理解しやすいと感じた。

#### 事務局

・確かに再任用職員等の活用は民間委託を実施する前の検討段階での要素であるため、今後資料を作成する上では考慮したい。

#### 委員長

・他に意見がなければ、「(1) 民間委託の推進」は事務局の見直し案のとおり大綱を継続することとしたい。

・「(2) 施設の管理運営の見直し」は事務局の見直し案のとおり「3 財政運営の健全化」に移動させることとしてよいか。

・なお、この柱について、事務局の見直し案だけでは経緯等が把握できないので、今後、大綱全体の検討を行う際には、現状と課題を踏まえて議論するべきであると感じた。

各委員

- ・異議なし

### ウ 「3 財政運営の健全化」について

#### 【事務局から説明】

委員

- ・横須賀市では「いのちの基金」を創設し、医療政策の実施に活用しているが、市民にもっと積極的に周知してほしい。

事務局

- ・市の広報誌などで周知を行っているが、まだ足りない面もあるかもしれない。そういった意見があるということは所管課に伝えておく。

委員

- ・「(1) 計画的な財政運営」について、財政基本計画でも数値目標を設定していることから「数値目標を設定し」といった文言を大綱に追加してはどうか。

委員

- ・財政基本計画において臨時財政対策債の発行額を100%未満に抑制するとしているが、平成26年度以降もこの目標を維持するのか。

事務局

- ・できれば100%よりも低い数値を設定したいが、税収の状況や社会保障費の増加など予測困難な要素も多く、また低い数値を設定した結果、財源が不足することも懸念されることから、現段階では何とも言えない。

委員

- ・市の財政事情から難しいということは理解できたが、できるだけ臨時財政対策債の発行額に依存しない財政運営を目指すべきであると思う。

事務局

- ・国は自治体の規模に応じて交付税を配分するが、財源が足りない部分を臨時財政対策債で賄っている。そのため、目標を引き下げるということは、他の自治体よりもサービスを低下させるか、行政改革をもっと極端に推し進めるかのどちらかしかなく、強いて選ぶとすれば後者しかない。

委員長

- ・「(1) 計画的な財政運営」は「数値目標を設定し」といった趣旨の文言を追加するというのを委員会意見とすることとしたい。

委員

・「(2) 歳入の確保」について、事務局の見直し案のとおり「市税収入の確保」を削除してしまうと、市税収入増加の取り組みに対する意識が低下してしまうのではないかと。

委員

・事務局の見直し案では「債権の未収額の圧縮」という表現を用いているが、未収額をこれ以上圧縮する見込みはあるのか。

事務局

・昨年度 10 月に市税納付推進センターを設置し、今年度から本格的にその効果が表れることなど、未収額の圧縮につながる要素はあると考えている。  
・なお、事務局の見直し案について、調定額が減少していることから未収額は自然に減少するため、「未収額」ではなく、「未収率」か「徴収率の上昇」とした方がよい。

委員長

・「(2) 歳入の確保」については、「市税収入の増加」という表現を残し、未収金への対応については「未収額の圧縮」ではなく「徴収率の上昇」といった表現とすることによりよい。

各委員

・異議なし

委員

・横須賀市には米軍基地があり、その土地が民間利用されていた場合に得ることができるはずの税収について国から補償があるはず。どのような項目で、どの程度の金額が交付されているか。

事務局

・国有提供施設等所在市町村助成交付金という交付金で、平成 23 年度は約 21 億 5 千万円が交付された。

委員

・毎年同じ金額なのか。

事務局

・ほぼ同じ金額である。

委員

・その金額は市として納得できる額であると考えているか。

事務局

・金額算定の根拠となる面積として算入されていない施設が一部あるため、毎年、修正を求めて申し入れを行っている。

委員長

・滞納者の不動産の差し押さえについて事務局から説明があったが、詳細な踏み込んだ部分で、この件については「その他」の部分でよいか。

各委員

・異議なし

委員長

・「(3) 事業会計の健全な運営」、「(4) 特別会計の健全な運営」について意見はなければ事務局の見直し案のとおりとするが、何か意見はないか。

委員

・「(4) 特別会計の健全な運営」について、特別会計への繰出金が財政を圧迫しているという事実はあるので、項目としては削除しても、今後も特別会計について検証していくと何らかの形で残すべきではないか。

委員長

・「(4) 特別会計の健全な運営」については、項目だては別にして、今後も特別会計について検証していくこととしてよいか。

各委員

・異議なし

## エ 「4 外郭団体の自律的な運営」について

### 【事務局から説明】

委員

・県や他都市では外郭団体を廃止する動きがあるが、横須賀市では廃止に向けた検討は行っていないのか。

事務局

・他都市で廃止検討の対象となることが多いのは土地開発公社だが、本市では利用価値があると考えているため、当面は存続させる予定である。

・その他の団体について、市からの指定管理を主要な業務としている団体は、公募で受託することができなければ存在意義がなくなり、廃止せざるを得なくなる可能性はある。

委員

- ・方向性として外郭団体の組織はスリム化ということでよいか。

事務局

- ・スリム化ということでよい。

委員長

- ・この柱については、事務局の見直し案のとおりとするということでよいか。

各委員

- ・異議なし

## オ 「第1章 財政の健全化」の全般について

委員

- ・情報化経費に関連して、情報漏えい事故や遠隔操作による脅迫事件などが起きていることから情報セキュリティの強化という要素を入れてはどうか。

委員長

- ・「1 事業等の見直し」の「(2) 情報化経費の見直し」の委員会意見として情報セキュリティの強化を追加することとしてよいか。

各委員

- ・異議なし

## (2) その他

委員長

- ・その他として何か案件はあるか。

各委員

- ・なし

委員長

- ・次回の委員会の進行について、事務局はどのような予定でいるのか。

事務局

- ・次回の委員会の進行について、今回と同じような資料構成で準備を進めているため、本日と同様の議事進行でお願いしたい。

委員長

- ・次回の委員会の進行については了承した。
- ・滞納者の不動産の差し押さえについては、確認したい事項がある場合は、委員会終了後に相談をお願いしたい。

－以上－